

第17号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第15号から第17号までを次のように改める。

<p>15 国有財産法（昭和23年法律第73号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（河川法第100条第1項の規定により同法の規定が準用される河川の用に供されている国有財産に係るものに限る。第17号、第20号の(3)及び第23号の(2)において同じ。）</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 法第31条の2第1項の規定による他人の土地への立入り(2) 法第31条の2第2項の規定による立入りの通知又は公告(3) 法第31条の2第5項の規定による損失の補償(4) 法第31条の3第1項の規定による境界確定の協議(5) 法第31条の3第3項の規定による境界の明示(6) 法第31条の4第1項の規定による境界を定めるための調査(7) 法第31条の4第2項の規定による境界の決定(8) 法第31条の4第3項の規定による地方審議会への諮問(9) 法第31条の4第5項の規定による境界等の通知及び公告(10) 法第31条の5第3項の規定による境界確定の通知	各市町村
--	------

及び公告	
16 不動産登記法（平成16年法律第123号）第16条第1項又は第116条第1項若しくは第2項の規定による登記の囑託（第20号の(3)に規定する同意に係る土地について行う場合に限る。）	各市町村
17 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第5条第6項（法第48条第9項（法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項若しくは第10項、第87条の2第10項、第87条の3第6項又は第96条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による国有財産を含めて法第5条第1項の一定の地域を定めることの承認（法第50条各項に規定する場合及び代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。(2)において同じ。） (2) 法第95条第1項又は第95条の2第1項の知事の認可を受けるために必要となる国有財産を土地改良事業の施行に係る地域に編入することについての承認	各市町村

第2条の表第18号左欄の(1)中「若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第10号八若しくは第62条の3第4項第10号八」を「、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八又は第63条第3項第5号イ」に改め、同欄の(2)中「若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第12号二若しくは第62条の3第4項第12号二」を「、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二又は第63条第3項第6号」に改め、同表第20号左欄の(4)中

「(39)」を「(40)」に改め、同欄中(40)を(41)とし、(31)から(39)までを(32)から(40)までとし、同欄の(30)中「とる」を「執る」に、「(31)から(34)」を「(32)から(35)」に改め、同欄中(30)を(31)とし、(29)を(30)とし、同欄の(28)中「(6)、(15)、(17)、(19)若しくは(27)」を「(7)、(16)、(18)、(20)若しくは(28)」に、「(11)若しくは(21)」を「(12)若しくは(22)」に、「(29)」を「(30)」に改め、同欄中(28)を(29)とし、(17)から(27)までを(18)から(28)までとし、同欄の(16)中「(17)」を「(18)」に改め、同欄中(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、同欄の(14)中「(15)」を「(16)」に改め、同欄中(14)を(15)とし、(3)から(13)までを(4)から(14)までとし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第32条第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発許可申請者への国有財産についての同意（代替施設を設置しない場合において用途廃止の面積が1万平方メートルを超える場合を除く。第23号の(2)において同じ。）

第2条の表第20号右欄中「から(4)まで、(6)から(13)まで、(15)、(17)、(19)及び(21)から(26)」を「、(4)、(5)、(7)から(14)まで、(16)、(18)、(20)及び(22)から(27)」に、「(28)及び(29)」を「(29)及び(30)」に、「(6)、(15)、(17)又は(19)」を「(7)、(16)、(18)又は(20)」に、「(11)又は(21)」を「(12)又は(22)」に、「(30)から(33)」を「(31)から(34)」に、「(34)から(40)」を「(35)から(41)」に改め、同表第23号左欄中(46)を(51)とし、(29)から(45)までを(34)から(50)までとし、同欄の(28)中「(27)」を「(32)」に改め、同欄中(28)を(33)とし、(27)を(32)とし、(26)を(31)とし、同欄の(25)中「(26)から(29)」を「(31)から(34)」に、「(38)」を「(43)」に改め、同欄中(25)を(30)とし、(17)から(24)までを(22)から(29)までとし、(16)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

- (21) 法第39条第5項の規定による変更に係る事項の公告

第2条の表第23号左欄の(15)中「又は事業計画」の次に「若しくは事業基本方針」を、「及び事業計画」の次に「又は事業基本方針」を加え、同欄中(15)を(19)とし、(14)を(18)とし、(13)を(17)とし、(12)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

- (16) 法第21条第4項の規定による組合の名称等の公告

第2条の表第23号左欄中(11)を(14)とし、(10)を(13)とし、同欄の(9)中「(10)及び(11)」を「(13)及び(14)」に改め、同欄中(9)を(12)とし、(8)を(9)とし、(9)の次に次のように

加える。

(10) 法第14条第2項の規定による設立の認可

(11) 法第14条第3項の規定による事業計画の認可

第2条の表第23号左欄中(7)を(8)とし、(2)から(6)までを(3)から(7)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第7条(法第10条第3項、第17条又は第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による国有財産を施行地区に編入することについての承認

第2条の表第23号右欄中「から(19)」を「、(3)から(24)」に、「(25)から(46)」を「(30)から(51)」に、「及び益田市」の次に「、(2)に係る事務にあつては都市計画区域所在市町」を加え、「(20)から(24)」を「(25)から(29)」に改め、同表第24号左欄中(58)を(62)とし、(31)から(57)までを(35)から(61)までとし、同欄の(30)中「同条第3項」を「同条第4項」に、「(31)から(33)まで、(40)、(50)及び(58)」を「(35)から(37)まで、(44)、(54)及び(62)」に改め、同欄中(30)を(34)とし、(20)から(29)までを(24)から(33)までとし、同欄の(19)中「第45条第5項」を「第45条第6項」に改め、同欄中(19)を(23)とし、(18)を(22)とし、同欄の(17)中「事業計画」の次に「若しくは事業基本方針」を加え、同欄中(17)を(21)とし、(16)を(20)とし、(15)を(19)とし、(14)を(17)とし、(17)の次に次のように加える。

(18) 法第19条第2項(法第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び図書の送付

第2条の表第24号左欄中(13)を(15)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 法第16条第5項の規定による事業計画の修正に係る申告の受理

第2条の表第24号左欄中(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 法第11条第2項の規定による組合の設立の認可

(12) 法第11条第3項の規定による事業計画の認可

第2条の表第27号右欄中「東出雲町」を「松江市、東出雲町、奥出雲町」に改め、同表に次の4号を加える。

<p>28 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第21条の9の6に規定する医療の給付の決定</p> <p>(2) 法第56条第5項に規定する法第21条の9の6に規定する医療の給付に要する費用の負担能力の認定</p>	<p>松江市</p>
<p>29 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の規定による低体重児の届出の受理</p> <p>(2) 法第19条第1項の規定による未熟児の保護者に対する訪問指導</p> <p>(3) 法第19条第2項において準用する法第11条第2項の規定による訪問指導の継続</p> <p>(4) 法第20条第1項に規定する養育医療の給付の決定</p> <p>(5) 法第21条の4第1項に規定する養育医療の給付に要する費用の負担能力の認定</p> <p>(6) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下この号において「省令」という。）第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請の受理</p> <p>(7) 省令第9条第2項の規定による養育医療券の交付</p>	<p>松江市</p>
<p>30 森林法（昭和26年法律第249号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可（開発行為に係る森林の面積が5ヘクタール（土石の採掘を目的とするものにあつては、10ヘクター</p>	<p>松江市</p>

- ル) 以上のもの又は当該開発区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。(3)において同じ。)
- (2) 法第10条の2第4項の規定による条件の付加
 - (3) 法第10条の2第6項の規定による意見の聴取
 - (4) 法第10条の3の規定による中止又は必要な行為をすべき旨の命令((1)に規定する許可に係るものに限る。)
 - (5) 法第25条の2第2項の規定による保安林の指定
 - (6) 法第25条の2第3項(法第26条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定による島根県森林審議会への諮問
 - (7) 法第26条の2第1項又は第2項の規定による保安林の指定の解除((5)に規定する指定に係るものに限る。(19)、(30)及び(31)において同じ。)
 - (8) 法第26条の2第4項の規定による農林水産大臣との協議(同項第2号に係るものに限る。)
 - (9) 法第27条第1項の規定による保安林の指定又は解除に係る申請の受理
 - (10) 法第30条の2第1項の規定による保安林予定森林又は解除予定保安林に係る告示、掲示及び通知
 - (11) 法第30条の2第2項において準用する法第30条後段の規定による申請者への通知
 - (12) 法第31条の規定による保安林予定森林における行為の禁止
 - (13) 法第32条第1項の規定による意見書の受理((10)に規定する告示に係るものに限る。)
 - (14) 法第32条第2項の規定による意見の聴取及び意見

書の写しの送付

- (15) 法第32条第3項の規定による意見の聴取の期日及び場所の通知並びにその公示
- (16) 法第32条第5項の規定による指示の受取り
- (17) 法第33条第6項において準用する同条第1項の規定による保安林の指定又は解除に係る告示
- (18) 法第33条第6項において準用する同条第3項の規定による処分の内容の通知
- (19) 法第33条の2第1項の規定による指定施業要件の変更
- (20) 法第33条の2第2項の規定による申請の受理
- (21) 法第34条第1項の規定による立木の伐採の許可
- (22) 法第34条第2項の規定による行為の許可
- (23) 法第34条第6項の規定による条件の付加
- (24) 法第34条第8項又は第9項の規定による届出の受理
- (25) 法第34条第10項の規定による立木の伐採の届出に係る通知
- (26) 法第34条の2第1項の規定による択伐の届出の受理
- (27) 法第34条の2第2項（法第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による択伐又は間伐の計画の変更の命令
- (28) 法第34条の2第4項（法第34条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による択伐又は間伐の届出に係る通知
- (29) 法第34条の3第1項の規定による間伐の届出の受

理

- (30) 法第35条の規定による損失の補償
- (31) 法第36条第1項の規定による補償金額の負担の決定
- (32) 法第36条第2項の規定による負担すべき金額並びにその納付の期日及び場所の通知
- (33) 法第36条第3項の規定による督促
- (34) 法第36条第4項の規定による負担すべき金額の徴収
- (35) 法第38条第1項の規定による伐採の中止又は造林に必要な行為をすべき旨の命令
- (36) 法第38条第2項の規定による行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令
- (37) 法第38条第3項の規定による造林に必要な行為をすべき旨の命令
- (38) 法第38条第4項の規定による植栽をすべき旨の命令
- (39) 法第39条第1項の規定による標識の設置
- (40) 法第39条の2第1項の規定による保安林台帳の調製及び保管
- (41) 法第39条の2第2項の規定による保安林台帳の閲覧の実施
- (42) 法第40条の規定による保安林の管理

- 31 農地法（昭和27年法律第229号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）
- (1) 法第4条第1項の規定による農地の転用の許可

松江市

- (2) 法第4条第3項(法第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による島根県農業会議の意見の聴取
- (3) 法第4条第4項の規定による条件の付加
- (4) 法第5条第1項の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
- (5) 法第5条第3項において準用する法第3条第3項の規定による条件の付加
- (6) 法第82条第1項の規定による立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転(1)若しくは(4)に規定する許可又は(10)に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)
- (7) 法第82条第3項の規定による占有者への立入調査等の通知又は公示(6)に規定する立入調査等に係るものに限る。(8)において同じ。)
- (8) 法第82条第5項の規定による損失の補償
- (9) 法第83条の規定による報告の徴取(1)から(8)まで及び(10)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (10) 法第83条の2の規定による許可の取消し、その条件の変更若しくは新たな条件の付加又は行為の停止の命令若しくは必要な措置を執ることの命令(法第4条第1項又は第5条第1項の規定の違反に係るもの及び(1)又は(4)に規定する許可に係るものに限る。)
- (11) 法附則第2項第1号又は第2号の規定による農林水産大臣との協議

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように

改正する。

第 2 条の表第28号左欄中「第21条の 9 の 6 」を「第21条の 5 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成18年10月 1 日から、第 1 条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表に 4 号を加える改正規定（同表第31号に係る部分に限る。）及び附則第 3 項の規定は公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）前に第 1 条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 2 条の表第30号左欄に掲げる事務に係る森林法（昭和26年法律第249号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後における同法の適用については、松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 第 1 条中知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表に 4 号を加える改正規定（同表第31号に係る部分に限る。）の施行の際改正後の条例第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務に係る農地法（昭和27年法律第229号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日（以下この項において「改正規定の施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、改正規定の施行日以後においては松江市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、改正規定の施行日以後における同法の適用については、松江市長のした処分その他の行為又は松江市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。